

## 処分基準の改定概要

### 1 改定の主な理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第222号。以下「改正令」という。）の施行に伴い、運転免許の効力の停止等の処分基準について改定した。

### 2 改定内容

改正令により、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2に掲げる一般違反行為の種別名称について、「整備不良（制動装置等）」が「自動車等整備不良（制動装置等）」に、「整備不良（尾灯等）」が「自動車等整備不良（尾灯等）」にそれぞれ改められたことから、危険性帯有の対象として評価が可能な一般違反行為の種別名称及び暴走行為者等に対する運転免許の効力の停止等の違反行為名称を改めた。

### 3 施行日

令和8年4月1日

## 改定する処分基準

- 運転免許の取消し、効力の停止（道路交通法（以下「法」という。）第90条第5項）
- 運転免許の取消し（法第90条第6項）
- 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条9項）
- 運転免許を受けることができない期間の指定（法第90条10項）
- 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第1項）
- 運転免許の取消し（法第103条第2項）
- 運転免許の取消し、効力の停止（法第103条第4項）
- 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条7項）
- 運転免許を受けることができない期間の指定（法第103条8項）
- 自動車等の運転禁止（法第107条の5第1項）
- 自動車等の運転禁止（法第107条の5第2項）
- 自動車等の運転禁止（法第107条の5第9項）